

横浜市消費生活審議会の委員を募集します

—よりよい明日の消費生活のために、ぜひあなたのご意見を！—

横浜市消費生活審議会は、横浜市消費生活条例に基づき平成8年10月に設置された審議会です。同審議会では、様々な消費生活に関する重要事項の調査・審議、消費者被害の救済に関するあつせん・調停などを行っており、より幅広い皆様のご意見等をいただくため、委員を募集いたします。市民の皆様の積極的なご応募をお待ちしております。

1 応募期間 令和2年6月5日（金）～ 令和2年7月6日（月）（当日消印有効）

2 募集人数及び選考基準

募集人数は若干名です。

消費者問題に対する関心や意欲を総合的に勘案して選考します。

3 任期 委嘱の日（令和2年10月予定）から令和4年9月30日まで

4 委員の仕事及び報酬

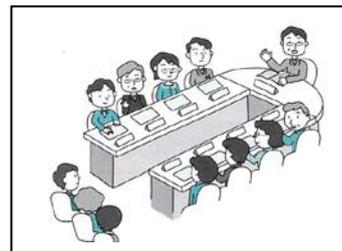
審議会及び部会に出席し、意見を述べていただきます。報酬は、会議への出席ごとに、所定の額をお支払いします。なお、審議会及び部会の会議録は原則として公表されます。

5 応募資格

消費者問題に関心をお持ちで、平日の昼間に開催される会議に出席できる、市内にお住まいの20歳以上の方

（次の5要件をすべて満たす方）

- （1）基準日（令和2年7月6日）に満20歳以上の方（横浜市職員は除く。）
- （2）横浜市内に住所を有する方（住民登録している方。）
- （3）過去に横浜市消費生活審議会委員を委嘱されたことがない方。
- （4）基準日に、横浜市の他の審議会等委員を委嘱されていない方。
- （5）国又は地方公共団体から報酬又は給与の支払いを受けていない方（臨時的に謝礼等の支払いを受ける場合を除く。）



6 応募方法

応募用紙（様式1）を郵送、持参、ファックス、電子メール(ke-syohikeizai@city.yokohama.jp)により提出してください（応募用紙は返却いたしません。）

*応募用紙をダウンロードされる方は下記のホームページアドレスから入手してください

◇ホームページ：

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/shohiseikatsu/oshirase2/koubo13.html>

7 選考方法

消費生活審議会公募委員選考部会により、応募用紙に記載されているこれまでの活動経歴・自己PR・志望動機及び作文を審査して選考します。

選考結果は、応募者全員に通知します。

応募用紙送付先（問合せ先）

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市役所 経済局市民経済労働部消費経済課 市民委員公募担当

電話 671-2584 ファックス 664-9533

*持参の場合は経済局市民経済労働部消費経済課(中区本町6丁目50番地の10)へ直接

〔受付〕 平日 9:00～12:00 13:00～17:00

■ 審議会・部会での過去3期の審議状況及び具体的な取組

審議会・期間	審議テーマ (形式)	開催回数	具体的取組の内容
第10次審議会 (平成26年10月～ 28年9月)	地域における高齢者の見守りの在り方について(報告)	審議会(部会) 3回 消費者被害救済部会 1回 施策検討部会 3回 消費者団体等協働促進事業審査評価部会 5回 消費者教育推進地域協議部会 3回	○高齢者の消費者被害防止の視点を加えた見守りの在り方の検討
第11次審議会 (平成28年10月～ 30年9月)	横浜市における市内事業者との連携・協力のあり方について(報告)	審議会(部会) 3回 消費者被害救済部会 2回 施策検討部会 5回 消費生活協働促進事業審査評価部会 4回 消費者教育推進地域協議部会 2回	○事業者への情報伝達のありかた、従業者への消費者教育の推進に向けた取組、事業者と連携した消費者教育の推進、市内事業者と連携・協働した消費者被害防止の視点からの見守りの方法について検討
第12次審議会 (平成30年10月～ 令和2年9月)	若年者への消費者教育の在り方について	審議会(部会) 2回 消費者被害救済部会 1回 施策検討部会 4回 消費生活協働促進事業審査評価部会 1回 消費者教育推進地域協議部会 1回 *令和2年6月5日現在	○成年年齢の引下げを踏まえた消費者被害の防止に向け、若年者への消費者教育の在り方について検討

※市民委員の方は、審議会において指定される部会に参加いただくことになります。

(参加する部会については、初回の審議会の際に決定される予定です。)

